

## 一般社団法人日本 LD 学会 研究倫理審査委員会に関する運用内規

### (趣旨)

第 1 条 一般社団法人日本 LD 学会（以下、本会）倫理規程第 3 条に基づき、研究倫理審査委員会（以下、審査委員会）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 この運用内規は、本会が主体となって行う研究の実施または継続の適否について、審議を行うために審査委員会を設け、その運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第 3 条 審査委員会は前条の目的に基づき、次に掲げる事項を審議し、理事長に報告するものとする。

- (1) 申請された研究計画の実施に関すること
- (2) 申請された研究計画の継続に関すること
- (3) その他必要な事項

### (審査理念)

第 4 条 審査委員会は、本会の倫理綱領の趣旨に従って審議する。

### (審査対象)

第 5 条 この内規による審査対象は、本会が主体となって行う研究とする。ただし、研究倫理審査の内容を検討して、他機関による審査が適切と判断される場合は、審査対象外とする。

### (組織)

第 6 条 審査委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 研究倫理審査委員会委員長（以下、委員長）は、倫理委員会委員長をもって充てる。
  - (2) 審査委員は、倫理委員会委員をもって充てる。
  - (3) 委員長は、研究倫理審査に必要と判断し指名する者若干名を審査委員に加えることができる。
2. 委員長及び審査委員の任期は、倫理委員会委員の任期とする。前項（3）の委員の任期は、その時の倫理委員会委員の任期終了時までとする。

### (守秘義務)

第 7 条 審査委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

### (審査委員会の開催及び議事)

第 8 条 審査委員会は、原則として倫理委員会の開催（年 4 回）に合わせて開催する。

2. 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。出席できない場合には、審査事項に関する意見を書面にて提出する。

(決議方法)

第9条 審査事項についての結論は、出席委員の3分の2以上の合意により定めるものとする。

2. 判定は次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 再審査
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外

(審査手続き)

第10条 審査委員会の審査を求める場合には、申請者が所定の申請書(様式1)に必要事項を記入し、研究倫理審査申請チェックシート(様式2)、研究計画書(様式3)を添えて、委員会開催の2週間前までに委員長に申請する。

2. 申請があった場合には、審査書類を委員会開催の1週間前までに倫理審査委員の各員に通知する。
3. 委員長は、審査終了後直ちに、その結果について通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

(改廃手続き)

第11条 この運用内規の改廃は、審査委員会の議を経て、本会の常任理事会または理事会においてこれを行う。

附 則

この内規は、令和3年5月16日から施行する。

(様式 4)

令和 年 ( 年) 月 日

一般社団法人日本 LD 学会 研究倫理審査通知書

(申請者)

殿

一般社団法人日本 LD 学会  
\*\*\*\*\*

研究倫理審査委員会 ( 年 月 日開催) において審査の結果、下記のとおり判定されましたので、通知いたします。

受付番号		承認番号	
研究課題名			
実施責任者			
審査結果	承認 ・ 条件付き承認 ・ 再審査 ・ 不承認 ・ 審査対象外		
判定理由 または意見			